

佐賀県告示第 405 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 26 年 11 月 4 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

神崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

神崎都市計画下水道事業 神崎市公共下水道

3 事業施行期間

平成 10 年 1 月 12 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 14 号、平成 10 年佐賀県告示第 611 号、平成 16 年佐賀県告示第 258 号、平成 16 年佐賀県告示第 637 号及び平成 22 年佐賀県告示第 92 号の事業地に神崎市神崎町鶴字浦田、字一本松、字郷町、字御敷町、字一ノ坪、字祇園町、字西田、字中園及び字枝町、神崎町の字一本黒木、字二本黒木、字三本黒木、字四本黒木、字五本黒木、字六本黒木、字七本黒木、字八本黒木、字九本黒木、字十本黒木、字中小路、字京ノ隅及び字仁比山、神崎町城原字一本杉並びに神崎町志波屋字一ノ坪、字二ノ坪、字六ノ坪、字七ノ坪、字八ノ坪、字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本松及び字六本松を加え、神崎市神崎町鶴字郷境及び字前田並びに神崎町本堀字朝日地内において事業地を変更する。